

第 24 回全国障害者スポーツ大会（わた SHIGA 輝く障スポ）  
個人競技選手募集要項

1. 目的

標記大会へ選手を派遣することにより、競技等を通じスポーツの楽しさを体験するとともに、社会の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2. 大会日程・派遣日程

大会日程：2025 年 10 月 25 日（土）～27 日（月）

派遣日程：2025 年 10 月 23 日（木）～28 日（火）5 泊 6 日

3. 開催県

滋賀県

4. 派遣予定人数（予定）

選手 22 名（身体障がい者 10 名・知的障がい者 10 名・精神障がい者 2 名）及び競技役員

5. 競技別派遣人数（予定）

(1) 陸 上：身体 2 名、知的 6 名

(2) 水 泳：身体 1 名、知的 1 名

(3) アーチェリー：身体 1 名

(4) 卓 球：身体 2 名、知的 1 名、精神 2 名（男 1 名、女 1 名）

(5) フライングディスク：身体 2 名、知的 1 名

(6) ボウリング：知的 1 名

(7) ボッチャ：身体 2 名（立位 1 名、座位 1 名のペア 1 チーム）

※派遣選手選考の結果、派遣選手数が上記の割り当て人数より少ない競技がある場合は、当該競技で派遣を行わない人数を他の競技の割り当て人数に追加することがある。

6. 大会までの主な予定

(1) 5～6 月 選手選考記録会（島根県障がい者スポーツ大会各競技会）

(2) 6 月 出場選手の決定

(3) 9 月 選手・役員説明会/強化練習会（参加選手・役員対象）

7. 応募資格

(1) 次の全ての条件を満たす者

○ 2025 年 4 月 1 日現在、13 歳以上の障がい者

○ 身体障がい者は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

○ 知的障がい者は、厚生事務次官通知（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 条）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者

○ 精神障がい者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者

(2) 申し込み時に島根県内に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし、島根県内の学校に通学している者及び施設に入所・通所している者は、島根県外に現住所を有していても参加できるものとする。

- (3) 健康上大会への出場に支障がない者
- (4) 原則として、標記大会出場希望競技の島根県障がい者スポーツ大会、選手・役員説明会、強化練習会、全国大会派遣日程の全てに参加できる者  
※ 出場希望競技の島根県障がい者スポーツ大会に参加しない者は、原則として選考対象としない。
- (5) 将来、地域・クラブ等のリーダーとして期待できる熱意のある者
- (6) 施設の利用者及び在学中の者は、所属長の推薦または了承を得ることとする。

## 8. 申し込み方法

### (1) 提出書類

島根県障がい者スポーツ大会への申し込みに加え、次の書類を提出する。なお、提出方法は郵送・FAX・Eメール・持ち込みとする。

- ① 第24回全国障害者スポーツ大会（わた SHIGA 輝く障スポ）個人競技参加申込書（全競技共通）【様式③（72ページ）】
- ② 第24回全国障害者スポーツ大会（わた SHIGA 輝く障スポ）個人競技参加申込書（競技別）【様式④（73～79ページ）】
- ③ 第24回全国障害者スポーツ大会（わた SHIGA 輝く障スポ）個人競技選手問診票【様式⑤（81～82ページ）】
- ④ 出場資格の証明書類
  - (ア) 身体障害者手帳・療育手帳（愛の手帳、みどりの手帳等）・精神障害者保健福祉手帳の写し（住所・氏名・生年月日・障がい名・等級・手帳番号がわかる部分）を提出する。  
※ 重複障がいのある選手は、重複する障がいの手帳の写しも提出する。
  - (イ) 知的障がい者で療育手帳の取得はしていないが、その取得対象に準ずる障がいのある者は、以下のいずれかの書類を提出する。
    - a. 児童相談所・知的障がい者更生相談所長の判定所の写し
    - b. 医師の診断書
    - c. 在籍（在学、通所、入所）または卒業（退所）先の所属長による証明書  
※原則として、様式⑥（83ページ）により作成すること。なお、証明年月日は令和7年4月1日以降とすること。
  - (ウ) 精神障がい者で精神障害者保健福祉手帳の写しを提出できない場合、以下のいずれかの書類を提出する。
    - a. 自立支援医療（精神通院）受給者証の写し（有効期間及び受給更新予定期間が大会申し込み日と大会日程内であること）
    - b. 手帳の交付を受けている者で、手帳の更新・紛失等により写しを提出できない者は、精神保健福祉センター所長の精神障害者保健福祉手帳交付済証明書の原本または判定書の写し

### (2) 申し込み期限

出場希望競技の島根県障がい者スポーツ大会各競技会（選手選考記録会）の申し込み期限と同日とする。

### (3) 申し込み先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 5 階

TEL：0852-20-7770 FAX：0852-32-5982

メール：info\_office@spokyo.org

#### (4) 注意事項

- ① 申し込みは1競技のみとする。
- ② 提出期限を厳守する。提出期限を過ぎた申し込みは受け付けない。
- ③ 提出書類は記入漏れ・添付書類の不足がないようにすること。
- ④ 「様式④」に自己記録記入欄のある競技は、1年以内の記録を記入すること。

#### 9. 派遣選手決定までの流れ

- (1) 参加希望選手は、出場希望競技の第26回(2025年度)島根県障がい者スポーツ大会に参加する。

※ボッチャ競技については、大会開催前に主催者にて、申込書類を基に出場資格審査を行う。

↓

- (2) 上記大会での記録を参考に選考委員による選考会を開催し、派遣選手を決定する。

↓

- (3) 全ての参加希望選手に対して派遣の決定又は不決定について通知する。

#### 10. その他

- (1) 選手選考記録会、強化練習会及び全国障害者スポーツ大会期間中のスポーツ傷害保険は、島根県障害者スポーツ協会(以下、「県協会」という。)で加入する。
- (2) 派遣選手に決定した場合、強化練習会場への往復交通費、出発日・到着日の集合・解散場所への往復交通費については自己負担とする。ただし、これらの移動に際し鉄道、バス又は船舶を利用した場合で、当該運賃の実費及び必要な前泊又は後泊に係る宿泊費実費の合計が50,000円を超える部分については、県協会が助成するので、領収書等の支払証拠書類を添えて申し出ること。  
なお、その他の派遣に関しての交通費等は県協会が負担する。
- (3) 派遣決定選手は、県協会のホームページに、氏名、所属、出場競技を公表する。
- (4) 全国障害者スポーツ大会当日は、競技会場にテレビ・新聞等報道機関が来場することが予想され、選手の氏名・写真・映像が報道される場合がある。また、競技プログラムや大会報告書等の冊子並びにホームページ等に障がい区分(重複障がいを含む)、年齢区分、氏名、選手団名、競技中写真及び競技記録等を掲載するとともに、場合によってはインターネット及び開・閉会式会場にて競技会の模様を生中継又は録画にて配信される可能性があるため、あらかじめ承知の上で申し込むこと。
- (5) 個人情報「(公財)島根県障害者スポーツ協会個人情報規程」に基づき厳正に管理する。